

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）の概要について

1 改正の趣旨

- 現在、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも管理栄養士国家試験を受けることができることとされた。（令和7年4月1日施行）
- 栄養士法の改正により、栄養士でない管理栄養士も施設の人員配置基準等の規定の対象となるよう厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する等の必要がある。

2 改正案の概要

- 以下の条例中栄養士を対象とする規定について、栄養士でない管理栄養士も対象となるよう所要の改正を行う。
 - 1 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）
 - 2 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号）
 - 3 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号）
 - 4 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号）
 - 5 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）
 - 6 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）
 - 7 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）

- 8 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 27 号）
 - 9 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 28 号）
 - 10 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 29 号）
 - 11 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 30 号）
 - 12 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 31 号）
 - 13 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 32 号）
 - 14 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年沖縄県条例第 15 号）
- その他所要の規定の整備を行う。

3 根拠条文

- ・ 児童福祉法第 45 条（(1)-才）
- ・ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 39 条第 2 項
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 65 条第 2 項
- ・ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 17 条第 2 項
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 介護保険法第 72 条第 1 項（第 115 条の 11 において準用する場合を含む。）、第 72 条の 2 第 2 項、第 74 条第 3 項、第 88 条第 3 項、第 97 条第 4 項、第 111 条第 4 項、第 115 条の 2 の 2 第 2 項、第 115 条の 4 第 3 項

4 施行期日等

- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、5、8、9 及び 10 は、公布の日から施行する。